**2012年条約勧告適用専門家委員会　ＩＬＯ第19号条約オブザベーション（抄）**

参考

**（厚生労働省国際課仮訳）**

**労働者災害補償についての内外人労働者の均等待遇に関する条約　1925年（第19号）**

**（日本批准：1928年）**

**2007年の見解を参照して委員会は、2012年10月に受領された政府の報告書に基づき、外国人技能実習生の保護を強化するために1951年の出入国管理及び難民認定法No.319が2009年7月に改訂され、その結果、研修生等が日本での訓練プログラムの初年度から労働基準法及び労働者災害補償保険法の対象になったことに、満足感をもって留意する。委員会は、政府の報告書に添付された日本労働組合総連合会（JTUC－連合）のコメントに留意し、非合法雇用に関わる外国労働者も日本国民と同等の立場で尊重される労働災害補償に対する権利を受けるべきであると主張している。委員会は、JTUC―連合のコメントに対して回答するように政府に要請している。また、改正された出入国管理法の効果的実施を保証し、労働災害補償保険法の下での外国人技能実習生の範囲を拡張するために、業務災害給付条約、1964［1980年に改訂されたスケジュールⅠ］（No.121）の下で政府によって報告された広範囲の措置にも留意する。**

**2015年条約勧告適用専門家委員会 ＩＬＯ第81号条約オブザベーション（抄）**

**（厚生労働省国際課仮訳）**

**工業及び商業における労働監督に関する条約 1947年（第81号）**

**（日本批准：1953年）**

**発見される違反の割合が2013年～2014の期間に増加していることに注目し、委員会は、労働監督官によって示された勧告及び指示の結果、使用者によって講じられた処置に関する情報を提供するように政府に要請した。更にこれらの監督の結果として適用される罰則の回数及び性質に関する情報を提供し、また、これらの監督の回数、及び発見された違反の回数と性質を含めて、廃炉作業に関して実施される監督に関する情報を提供するように、政府に要請する。**

**委員会は、2014年と2015年の新労働監督官の採用に関する政府の表明に留意して、監督義務の効果的履行を確保するために、労働監督官の人数が充分であることを保証する措置を継続して講じるように政府に要請する。同時に、県別及び性別の両方によって内訳される労働監督官の人数に関する情報を継続して提供するように要請する。また、監督官の人数削減にかかわらず監督件数が増加したという観点から、必要に応じて完全に職場の監督が実施されることを保証するために講じられる措置に関する情報を提供することも、要請する。**

**2014年条約勧告適用専門家委員会　ＩＬＯ第87号条約オブザベーション**

**（厚生労働省国際課仮訳）**

**結社の自由及び団結権の保護に関する条約 1948年（第87号）**

**（日本批准：1965年）**

***委員会はさらに、全国労働組合総連合（全労連）が提出した2014年9月25日付の見解、及び日本自治体労働組合総連合（自治労連）の2014年10月16日付の見解に留意し、政府に対して、次回の報告とともにこれらの見解に関する意見を提供するよう要請する。***

***委員会は政府に対して、消防職員と刑務官に団結権を保障することを視野に入れて講じられた、または構想されている措置を示すよう要請する。***

***委員会は政府に対して、内閣人事局による努力を含めて、この件の見直しの進捗状況に関する情報を引き続き提供し、次回の報告書において、国家の名の下に権限を行使しない公務員、及び用語の厳格な意味における不可欠な業務に従事しない労働者が制裁を受けるリスクなしに争議行為を行い得ることを保障するために講じられた、または計画された措置を示すよう要請する。さらに委員会は政府に対して、人事院はストライキ権を制限される可能性のある職員にとっての代償措置としては不完全であるという連合の見解に回答すること、及び関係当事者が信頼を置いており、あらゆる段階において参加が可能であり、裁定が一旦下された場合には拘束力を持ち完全かつ迅速に実施される、適切、公平で迅速なあっせん・仲裁手続を通じて、現行の機能を強化するためにとられた措置があれば、それを示すことを要請する。***

**2014年条約勧告適用専門家委員会 ＩＬＯ第98号条約オブザベーション（抄）**

**（厚生労働省国際課仮訳）**

**団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約 1949年（第98号）**

**（日本批准：1953年）**

***委員会はさらに、全国労働組合総連合（全労連）が提出した2014年9月25日付の見解に留意し、政府に対して、次回の報告とともにこれらの見解に関する意見を提供するよう要請する。***

**委員会は、日本において何年間にもわたって社会的パートナー及び市民社会との間で行われた長期かつ詳細な協議の果実であった国家公務員制度改革関連四法案が最終的に採択されず、結果的に、多くの国の行政に従事しない公務員が依然として団体交渉権を奪われていることを*遺憾の念*をもって留意する。*委員会は政府に対して、極めて近い将来に、国の行政に従事しない全ての公務員の団体交渉権を保障するよう現行制度を見直すために社会的パートナーとの対話の努力を強めることを要請する。委員会は政府に対してさらに、法により要求されているとおり、これらの事項に関して社会的パートナーとの協議に携わるために内閣人事局の講じた措置について、詳細な情報を提供することを要請する。***

**最後に委員会は、適用される法律に最近変更が加えられた結果、国有林野事業の職員の団体交渉権が撤回されることになったという連合の見解に留意する。委員会は、これら国有林野事業の職員を国家公務員法の適用対象範囲のもとにおいた立法に関して政府が提供した情報に、遺憾の念をもって留意する。*委員会は、「国の行政に従事する公務員」という用語に適用すべき制限的解釈を示した先の見解を想起し、政府に対して、国有林野事業の職員に団体交渉権を含む条約についての全面的保障が与えられることを確保するために講じられた措置を示すよう要請する。***

**2013年条約勧告適用専門家委員会　ＩＬＯ第102号条約オブザベーション**

**（厚生労働省国際課仮訳）**

**社会保障の最低基準に関する条約 1952年（第102号）**

**（日本批准：1976年）**

**2007年の直接的要求に対する回答を含む2012年の政府の報告書、並びに日本労働組合総連合会（JTUC－連合）によって作成された新規コメントに、委員会は留意する。この点では、以下の点に関して条約のパートV（老齢年金）の更に良い適用の根拠を提示する国民年金法及び他の関連法を改訂する2012年の法第62の採択に、委員会は満足して留意する。**

**次回の報告においては、これらの改訂に関して、政府は更に詳細な説明を提示することを、委員会は要望する。**

**2015年条約勧告適用専門家委員会 ＩＬＯ第115号条約オブザベーション（抄）**

**（厚生労働省国際課仮訳）**

**電離放射線からの労働者の保護に関する条約 1960年（第115号）**

**（日本批准：1973年）**

**2015年の一般的見解：委員会は、本条約の下での2015年の一般的見解、特に、第30項に含まれる情報の要求に政府の注意を喚起したい。**

**条約において規定される防護を緊急労働者へ適用することを保証する更なる措置を講じるように、委員会は政府へ要請する。この点に関し、例外的緊急線量限度に被爆する恐れがある労働者が自主的に作業を実施し、更に、関連する健康の危険性について通知された後でのみ実施することを保証するために講じられる、又は予測される措置を示すように政府へ要請する。委員会は、長期的措置を含めて、2011年の地震後の電離放射線の更に高い線量に被爆する当該労働者を監視するために講じられる措置に関する詳細な情報を提示することも、委員会は政府へ要請する。**

**2015年条約勧告適用専門家委員会　ＩＬＯ第159号条約オブザベーション**

**（厚生労働省国際課仮訳）**

**障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約 1983年（第102号）**

**日本（批准：1992年）**

**遵守していないことの制裁を含めて、全ての会社において法定2％の障害者雇用割当を達成するために採用され、又は予想される措置を示すように、委員会は政府へ要請する。公開労働市場において障害者の雇用機会の増加に関して実施される措置の影響に関する情報も提示することを要望する。性別、年齢及び障害の性質ごとに、できる限り細分化された統計、更に、条約の対象となる事案に関する報告、研究及び問合せからの抽出を引き続き提示するようにも要望する。**

***NUWCW*などの社会的パートナー及び組織の代表者また障害者の代表者の見解及び懸念がどのように、障害者の職業復帰及び雇用に関する政策の策定、実施及び評価に考慮されているかの例を提示するように、委員会は政府へ要請する。**